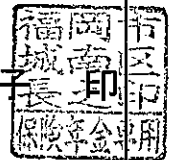


公 示 送 達 書

令和8年9月14日

下記の者へ送達すべき書類を、城南区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市城南区長 大倉野 良子



送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和8年9月14日 城保年第82号
(注意) 高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	